●香川県告示第２１８号

生活保護法（昭和25年法律第１４４号）第50条の２及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成６年法律第30号）第14条第４項においてその例によるものとされた生活保護法第50条の２の規定により、次の指定医療機関から当該医療機関を廃止した旨の届出があった。

令和８年11月20日

香川県知事　　池　　田　　豊　　人

廃止年月日	名　　称	所　　在　　地
令和８年９月30日	医療法人社団　桑島内科医院	東かがわ市三本松７５１番地
令和８年９月30日	生協みき診療所	木田郡三木町大字氷上１１２番地１
令和８年９月30日	にしむら歯科医院	丸亀市飯野町西分甲１４１番地１
令和８年10月１日	さかい歯科医院	綾歌郡宇多津町浜九番丁１４２番地８
令和８年９月30日	大石調剤薬局	小豆郡土庄町渕崎下赤穂屋甲1940番地３